

産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 事業再構築小委員会

早期事業再生検討ワーキンググループ（第5回）

議事要旨

○日時：令和8年2月24日（火）10:00～11:15

○場所：経済産業省本館17階第2特別会議室及び Microsoft Teams

○出席者：

<委員>

山本座長、鐘ヶ江委員、菅野委員、杉本委員、中村委員、山崎委員、四十山委員

<オブザーバー>

金融庁監督局、法務省民事局

○議題

（1）早期事業再生法の制度設計について

（2）早期事業再生検討ワーキンググループ取りまとめ（案）について

（3）事業再生ADRに係る省令・告示等の適正化・改正について

○議事概要

事務局から資料3を説明の後、議題（1）につき議論が行われた。その後、事務局から資料4を説明の後、議題（2）につき議論が行われた。また、経済産業政策局産業創造課から資料5について説明が行われた。委員からの主な意見は以下のとおり。

●**弁済禁止の例外「少額の対象債権」について**

- ・ 少額のファイナンス・リースが弁済対象として想定されるところ、銀行等の少額債権者も同様に取り扱う必要があるかという問題があったが、手続の円滑化に資するという要件設定をしたことで適切な対応が期待できる。また、債権基準でなく債権者基準ではあるが、仮にファイナンス・リース債権を複数有している債権者がいた場合でも、非保全部分は基本的に少額と思われるため、ある程度は実務上対応可能になるのではないかと。
- ・ 資料3の4頁のとおり省令で規定されることで、弁済の必要性がある債権に対象が限定されるため、要件設定として非常に意義がある。同資料のとおり「担保付債権の保全部分」と「少額の対象債権」の規定を併せて用いることで手続中の従前の約定通りの弁済が継続可能になると示すことも実務に資する。また、他の弁済禁止の例外についても指定確認調査機関による事前のチェックを経しておくことが望ましいという点も、弁済禁止の例外制度全体として平仄が取れるため適切と考える。

- ファイナンス・リースについて会計処理の構造上、取引の開始時には資産と負債が一致するが、資産の減価償却方法として定額法が採用されている場合には、その後リース資産は定額的に償却されるのに対し、リース負債は費用の比率が当初の方が大きいため、元本弁済額が小さく、負債の減少ペースが相対的に緩やかになる。その結果、資産評定におけるリース資産の適正な償却簿価を基礎として担保評価をすると、会計上のリース負債残高との差額が生じるため、一部非保全部分が生じることが見込まれる。これまでの私的整理の実務との整合性を踏まえると、このような非保全部分について弁済禁止の例外として弁済可能と位置づけることは合理性がある。また、更なる問題として、定率法を採用している場合にはリース資産の簿価は当初に大きく減少することになり、リース負債残高との差額は相応に生じる。もっとも、資産評定上は、リース資産の使用の経済実態に即した方法、例えば定額的な使用形態であれば定額法相当の評価を採用することも検討の余地がある。
- 資料3の6頁では、少額の対象債権について手続中に弁済した場合、権利変更議案に基づき同額まで他の対象債権者にも弁済する考え方が示されている。対象債権者の公平性の観点からは適切であるが、これを前提とすると、リース料の支払を継続する場合、実質的に手続の初期段階で権利変更議案における少額弁済のバーを決めることに近い判断を行うこととなる。そのため、リースについて支払を継続するか否かの判断は慎重に行う必要がある。本制度にリース債権者を取り込んだ結果として、一時停止を行うのがあくまで原則型であり、これまでの私的整理の実務とは異なることになるため、実務上も慎重かつ丁寧に対応することが求められる。併せて、リース債権が取り込まれることへのリース会社の理解及び他の金融機関の理解が重要になる。
- 「早期に弁済することにより手続を円滑に進行することができる」という要件について、民事再生法や会社更生法の場合、裁判所の許可を得た上で、少額債権者の債権を全額弁済することで手続から退出させることが前提とされている。これに対し本制度では、特にリースについて、分割弁済を継続していく使い方が想定されている。この場合、「早期に弁済することにより」という文言に合致しているといえるのかは論点となる。
- 「少額の対象債権」の規定について、民事再生・会社更生と同じように全額弁済が前提となっており、全額が少額であって、かつ金額感も民事再生と同程度をイメージしていた。そのため、リース債権については、保全部分としての弁済が大部分になり、「少額の対象債権」の規定を用いてリース債権を弁済していくことはあまり想定していなかった。
- リースの資産評価について、第三者の鑑定評価が取得できれば別であるが、会計上の取扱いとしては、多くのケースでフル保全になるわけではなく、少額の非保全部分が生じる。そのため、本規定もリースについて少額の非保全部分が生じることを念頭に考える必要がある。実務的には、残リース料全額を一括で弁済するわけではなく、約定弁済を継続できることが望ましい。他方で、リースについて必ず弁済を継続できるわけではなく、手続中の資金繰りの観点から利息相当分を除いてリース債権者にも一時停止を要請した事例もあり、そうした対応もあり得る。

- ・ 本手続は担保債権の保全・非保全の金額を確定させる効力がないため、担保権者との間で、保全部分の額がいくらか、保全・非保全のいずれに充当させるのかについて協定が必要になる。そして、確認時点における評価額をもって保全額と扱い、その後払っていくものは保全部分に充てるという合意をすることになると理解していた。なお、大々的な別除権協定のような協定を締結するという話ではなく、本手続上保全部分を確定する手続はないので、合意がなければ、非保全部分という概念が決められないという問題である。実務としては、全て保全部分であるために権利変更を予定していないため弁済を継続する旨をリース債権者に通知し、異議がなければそのような合意が成立したと扱い進めることをイメージしている。
- ・ リースの取扱いが問題となる場面を整理すると、工場や設備等の大型リースについて借入金で賄うのと併せて高額のリースを組むことがあり、その際にリースの資産価値と他の担保資産がいずれも簿価が大きいと、実務的には、スポンサーの評価と鑑定評価の目線をどう合わせるかが問題となる。この場合、借入による調達とリースによる調達で大きな差異がないとすれば、金融機関との取扱いを合わせることが検討される。今回問題となっているのは、これとは異なり、車両や事務機器といった小口のリースである。これらについては、個別に評価・割付けをしていく対応がワークしない可能性もあり、手続中も約定通り弁済を継続することが想定されていると理解している。この場合には、保全・非保全の割り付けは、一回の弁済の保全・非保全部分の割り付けは、自動的に計算される問題ではないか。すなわち、車両や事務機器といった小口のリースについては従来の取扱いを維持することが重要であることに鑑みると、都度協定を締結するというのではなく、機械的に定まっていくと整理すべきである。そうでないと、弁済が事業の継続に支障を及ぼさないという前提に反する結果にもなりかねない。
- ・ 弁済額の保全・非保全の充当について、協定書まで締結しないものの、リース債権者に対して保全額・非保全の金額及び充当方法をそれぞれ説明して、納得を得て進める方法もあり得る。
- ・ リース会社とどのように合意するか、弁済するかといった運用方法については今後の運用の問題である。
- ・ 「早期に弁済することにより」という要件は、本来かなり広い文言であり、民事再生等ではその一つの場面を対象としたものといえる。民事再生等と異なり弁済を継続する場合であっても、本制度の特性を前提にすると、他の債権者には止める一方で特に当該債権者に対してのみ弁済するという意味では、「早期」の弁済ともいえるのではないか。

●対象債権者に漏れが判明した場合の対応について

- ・ 資料3の8頁・ケース②の場合、追加の対象債権者との関係で、当該追加債権者の議決権の有無によって必要な説明の程度等の対応を区別することも検討されているか。漏れていたのがファイナンス・リース債権者であった場合、基本的には議決権がないことになると考えられるため確認したい。
→ 基本的に、議決権の有無で区別することは想定していない。

- ・ 権利変更議案に影響を与えるような対象債権者が漏れることは実務上考え難く、漏れがあるとすれば、それ以外の対象債権者と想定される。そうだとすると、対象債権者集会までの間は、対象債権者の理解を得ながら手続を柔軟に進行可能とすることに賛成である。対象債権者集会後については、議決権を有する対象債権者が漏れていたのであれば決議をやり直すことは致し方なく、書面決議やオンライン集会等の運用上の手当てをすれば足りると考える。
- ・ 別のパターンとして、本来対象債権者に入れるべきではなかった対象債権者について、当初は対象債権者として扱われていたが、途中で外すケースも想定される。この場合、法第5条第1項第1号による確認の取消事由に該当するののかという問題がある。素直に読むと取消事由に該当するように読めるが、非常に重要な債権であるような場合を除き、取消しの対象とならないような実務になるのが望ましい。

●一時停止要請を理由とする預金拘束について

- ・ 「安易に」の削除によって、これまでの議論のとおり「安易に」の文言があることで疑義が生じる懸念がなくなり、利用しやすくなるのではないか。

●オーナー貸付の取扱いについて

- ・ オーナー貸付の権利変更について、追記の提案自体は当然の内容で異論ない。その上で、前回金融団体からコメントがあったように、早期の事業再生のために経営者がインセンティブを持つことができるという観点が重要。事業再生の着手が遅いと経営者の私財投入が進み、オーナー貸付しか残っていないというケースも多くなる。他方、早期に事業再生に着手することで、経営者に資産が残る可能性も相応に生じる。それに対して、金融機関から厳しい対応が求められるとすると、早期の再生着手のインセンティブを失わせることにもなりかねない。経営者保証ガイドラインを柔軟に活用して、経営者のインセンティブや資産を相応に残すことで、早期事業再生への着手を促すことも喚起していくべきである。

●早期事業再生検討ワーキンググループ取りまとめ（案）について

- ・ オーナー経営者の個人保証がある場合、事業再生ADRでは、経営者保証ガイドラインに基づいて保証債務の整理計画も一体的に処理することがある。早期事業再生手続でも、経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理も一体的に行われることが想定されており、対象債権者には保証債務整理についても真摯に対応することが重要になる。リース契約でも経営者保証が付されていることが多くあり、保証債務整理の対象となる場面も生じる。これらの点は、Q&A等で意識喚起を図っていくことがよい。
- ・ 資金繰り見込表について、確認申請時の必要書類としては6か月間とされている。もっとも、実務上は、早期事業再生計画提出後、成立までの期間やスポンサー契約のクロージング日までの資金繰りが見えなければ安定的な手続と見えないケースもある。そうした実務的な期間にも対応する資金繰りを関係者に示すことが、手続の安定につながる。

お問い合わせ先

経済産業政策局産業組織課

電話：03-3501-1511（内線 2621）